

ねんきんコーナー

国民年金保険料学生納付 特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】

118万円+(扶養親族などの数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請をご希望の場合は、必要事項を記入のうえ返送してください。

◆国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、令和3年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆「年金相談」のご案内

日本年金機構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。

また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

日時 4月15日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

場所 佐賀支所1階町民室

予約 日本年金機構幡多年金事務所

☎34-1616

○お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎43-2800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎55-3701

日本年金機構幡多年金事務所

☎34-1616

固定資産縦覧帳簿の縦覧 ができます

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自己の土地・家屋の価格(評価額)について、町内のほかの土地・家屋と比較することができます。

◆固定資産縦覧帳簿に記載されている内容

土地について

住所・地番・地目・地積・

評価額(所有者の記載はなし)

家屋について

住所・家屋番号・種類・構造・

床面積・評価額・建築年

(所有者の記載はなし)

◆縦覧の目的

ほかの土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者

町内に所在する土地および家屋の納税者(代理人を含む)

◆縦覧の時に必要なもの

・納税者本人 印鑑
・代理人 代理人の印鑑と委任状
または依頼者の印鑑

◆縦覧の期間

4月1日(木)から5月31日(月)まで
*土・日、祝日は縦覧できません。
同時に課税台帳の閲覧もできます。

◆閲覧の対象者

・納税者本人
・借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方(契約書など権利関係を示す書面が必要です)

◆閲覧の時に必要なもの

・納税者本人 印鑑
・代理人 代理人の印鑑と委任状
または依頼者の印鑑

○お問い合わせ・縦覧場所

本庁住民課資産税係

☎43-2816

佐賀支所地域住民課総合窓口第1係

☎55-3113